

令和 6 年度鹿沼市下水道事業会計予算事故繰越し繰
越計算報告について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 2 項ただし書の規定により、令和 6 年度鹿沼市下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 28 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

令和 6 年度鹿沼市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額 (単位：円)

款	項	目	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
						国 庫 補 助 金	企 業 債	そ の 他			
1	1	管 渠 管 理 費	19,800,000	0	19,800,000	18,700,000	0	1,100,000	0	0	関係事業者との調整に不測の日数を要し、年度内完成が困難となったため、繰り越したものである。
		処 理 場 管 理 費	28,272,000	1,250,222	21,985,087	0	0	21,985,087	5,036,691	0	資材不足による機器の製作及び事業採択に不測の日数を要し、年度内完成が困難となったため、繰り越したものである。